

フランス法曹養成制度についての調査報告書

はじめに

フランスの法曹養成制度の特色は、司法官" magistrat " (裁判官と検察官) と弁護士とがまったく異なる制度の下で別々に養成されることにある。その背景には、司法官と弁護士とを、実務法曹としての共通性を観念するよりもむしろ、公務員としての司法官と、自由専門職としての弁護士とは、異なる職業であるとの理解が存在すると考えられる。

養成の主体および態様についても、司法官については、国家が全国唯一の養成機関である国立司法学院(ENM)で養成を行うのに対して、弁護士の養成は、各地域の弁護士会が中心となって行っている。

以下では、司法官と弁護士のそれぞれにつき、養成制度を概観した後、大学が法曹養成について果たしている役割について、聞き取り調査をもとに、検討する。

第1章 司法官養成

1 国立司法学院 (ENM) の設立

第2次大戦後、司法官の社会的地位は低落し、司法官のリクルートは困難な状況にあった。他方、司法官の養成それ自体も、弁護士会(Barreau)での2年間の修習の後、一つの裁判所での修習が行われたに過ぎず、養成方法も、あまりに経験的で散漫なものであった。

そこで、司法官の社会的信頼を回復するためにも、有能な司法官を養成することが重要な課題とされた。その結果、1958年12月22日のオルドナンス 58-1270 によってせつりつされたのが、国立司法教育センター (Centre national d'études judiciaires = CNEJ) である。同センターは、1970年に、司法官の養成および、任官後の継続的教育を任とする国立司法学院 (Ecole Nationale de magistrature = ENM) となった。司法官の養成はボルドーの施設で、また、継続的教育および外国の司法官の受け入れは、パリで行われている。ボルドーに設立されたのは、この時期、いくつか設立されたグラン・ゼコールをパリに集中させるのではなく、地方に分散させるという方針の一環として、ENM についてはボルドーが選択されたことによる。

ENM は、独立の予算を有し、その長 (Directeur) は司法省によって任命される。

司法官になるためには、ENA で 31 ヶ月の修習を受け、最終試験に合格しなければならない¹。

2 ENM 修習生の採用

(1) 修習生は、基本的に、3つのカテゴリーの競争試験によって採用される。いずれも受験回数は3回に制限されている。

採用審査委員は、破毀院の裁判官、検察官、conseil·de·juges、大学教授、ジャ

¹ 例外的に、ENA での修習なしに司法官になることのできる場合として、次の場合がある。すなわち、35歳以上で、BAC + 4 の学歴を有し、司法職務 (fonction judiciaire) で計7年以上 (職歴の始めのポストに相当する second grade で7年以上、より上のポストに相当する premier grade で17年以上) の職業経験を有する者が、破毀院長官が長を務める委員会の意見に基づいて指名された場合。

ーナリスト、弁護士などから構成される。考査委員は ENM から独立しているが、ENM の推薦を受けて選任されることが多い。考査委員の選任については、1972 年 5 月 4 日のデクレによって定められている。

3 つのカテゴリーの試験のうち、第 1 カテゴリーが主要な試験である。採用人数は年ごとにアレテによって決まるが、2005 年度でいうと、合格者 247 人のうち 223 人、9 割の修習生がこのカテゴリーの試験に割り当てられた合格者である。

このカテゴリーの試験の受験資格は、27 歳以下で、バカロレア(BAC)取得後 4 年間の教育を受けて取得する資格²または、政治学院 (Institut d'Etude Politique) の卒業資格、あるいはエコール・ノルマルの学生であった者の能力を証明する証明書の、いずれかを有することである。

これらを見てわかるように、受験資格として、法学部を卒業していることは要求されていない。しかし、試験科目には、実定法科目の試験が少なからずあるので、政治学院出身者が一定程度 (2005 年修習生の 13.45%) を含むほかは、ほとんどが法学系の学部・大学院出身者である。日本の大学院修士に相当する学位 (DEA, DESS) を有している者も多い (DEA が 47.09%、DESS が 8.97%)。これは、ENM の試験が非常に難しいことから、大学院に登録しながら、受験勉強を大学付属の試験準備機関である司法研究所 (Institut d'Etudes Judiciaires) で勉強する学生が多いことが理由にあると考えられる。

2005 年度の第 1 カテゴリーの競争試験による合格者 223 名の内訳は次の通り。

学位	人数	%
DEA	105	47.09
Mîtrise	68	30,49
IEP (政治学院)	30	13,45
DESS	20	8,97
計	223	100,00

* 学位は、ポローニャ・プロセスによる LMD 制度開始前のものによる。

第 1 カテゴリーの試験は、筆記試験と口頭試験に分かれ、筆記試験の合格者は口頭試験を受験することができる。それぞれの科目は以下の通りである。

筆記試験 (いずれも論文式・試験時間は各科目 5 時間)

- ・一般教養
- ・民法
- ・刑法または公法 (憲法および行政法) および EU 法

² フランスでは、バカロレア取得後 3 年間で学士 (license)、その後 1 年間で修士 (maîtrise)、その後博士課程が前期 (DEA, または DESS) とそれに続く後期課程に分かれている。したがって、バカロレア取得後 4 年ということは、従来は修士の学位取得を指していた。しかし、EU の推進するポローニャ・プロセスにより、現在は、学士 3 年、修士 2 年、博士 3 年となっているので、修士 1 年目を終了すれば、受験資格が生じるので、取得「学位」とは対応しない。法文も、学位取得とはしていない。

・資料の要約³

これらの科目を見ると、実定法の筆記試験において、民法が非常に重要視されているのと対照的に、訴訟法の試験がまったくないのが注目される。その理由について、ENMの教官である Michel ALLAIX 氏は、訴訟法については ENM で修習する部分が多いこと、反対に言えば、大学での訴訟法教育の質が、それほど評価できないことをその理由として挙げている。その背景には、フランスの大学では、歴史的に、訴訟法が学問としてもそれほど重要視されてこなかったこと⁴、大学の講義においても、訴訟法の授業は、弁護士や検察官など、実務家に頼っているところが少なくないという事情が影響していると思われる。

口頭試験

- ・与えられたテーマに関する試験官との会話（30分）

30分のうち、20分は受験者のスピーチに、残り10分はそれに対する質疑応答に充てられる。

- ・商法または行政法（15分）
- ・刑法または公法およびEU法（ただし、筆記試験で選択していない科目。15分）
- ・手続法（裁判組織、刑事訴訟法、民事訴訟法、行政訴訟法）（15分）
- ・社会法（15分） ・外国語（30分）

* 口頭試験と同じ時期に、体育の実技試験がある⁵⁶。

つぎに、第2カテゴリーの競争試験は、公務員の流動性を高めることを目的とするカテゴリーである。受験資格は、年齢が試験の年の元旦に46歳と5ヶ月以下であり、4年以上公務員としての職歴を有する者に与えられる。試験科目は第1カテゴリーとまったく同一である。

2005年に第2カテゴリーに割り当てられた合格者数は18人であり、合格者全体の7.29%にあたる。第2カテゴリーの試験による受験を希望する公務員は、1年間、受験に備えるためのコースに入学することができるが、これもまた、競争試験によって選抜される。

第3のカテゴリーは、1996年以来実施されているものであって、多様な能力を有する人材を集めるためにつくられたものである。受験資格は、40歳以下で、8年以上民間部門での職業経験または地方議会の議員としての、ないしは非職業裁判官の経験がある者である。このカテゴリーの試験科目は、筆記試験については、一般教養と資料の要約は他のカテゴリーと同一であるが、民法、刑法および公法については、資料をもとにして、与えられた法的研究課題について論文を作成する（5時間）。口頭試験の問題は基本的に他の

³ 法令、判例、判例評釈、雑誌論文、新聞記事など、20以上の資料が渡され、特定のテーマについて当該資料について分析し、要約するというもの。

⁴ しばしば、訴訟法学は高貴な(noble)学問ではない、という言葉が聞かれる。

⁵ 短距離走、長距離走、高飛び、重り投げ、水泳を行い、それぞれの記録が点数になる。

⁶ 実技に適しないと判断された受験者については、試験を免除することができる。その場合、免除された者は、他の科目の平均点を実技の得点として与えられるが、それは、実技試験を受けた受験者の平均点を超えることはできない。

カテゴリーと同一である。唯一、試験委員との会話については、特定のテーマについて話すのではなく、民間人も審査委員に加わり、受験者の過去の職業における、および司法官となるための知性および適性を知ることが目的とする口頭試験が行われる。第3カテゴリーに割り当てられた合格者数は、2005年には247人中6人であり、全体の2.43%ではない。

第3カテゴリーの試験の受験を希望する者のためにも、受験準備コースがある。

以上3つのカテゴリーの試験による2005年度合格者の性別比率、合格平均年齢は以下の通りである。

<男女比>

	第1カテゴリー		第2カテゴリー		第3カテゴリー		全体	
女	165	73.99%	11	61.11%	4	66.67%	180	72.87%
男	58	26.01%	7	38.89%	2	33.33%	67	27.13%
	223		18		8		247	

<年齢>

	第1カテゴリー	第2カテゴリー	第3カテゴリー
最年少	22歳	24歳	28歳
最年長	29歳	39歳	42歳
平均	24.5歳	33歳	37歳

(2) 上記3つの競争試験のほか、(a)大学または大学院で法学の学位を取得し、特定の領域での社会経験を有する者については、書類審査によって採用される途も開かれている。これに該当するためには、27歳以上40歳以下であり、法学の *mâîtrise* を取得した後4年以上、法、経済、社会の分野で活動していたか、または、27歳以上40歳以下であり、法学博士を取得しており、かつ、他の高等教育の学位を有しているかまたは法学の *mâîtrise* を取得した後3年間法学助手をしていた者であることが必要である。大学院出身で法学の高度な素養を有する優秀な学生が、この採用方式によって採用されているという。

さらに、(b)2001年6月25日の組織法律(*loi organique*)により、補充的競争試験(*concours complémentaire*)が設けられている。この競争試験は、裁判官を多様な職業経験のある者から採用するとともに、より多くの裁判官の必要性に応えるために創設された。この方法によって採用されるには、BAC取得後4年間の教育に相当する学位のほか、一定期間の職業経験のあることが必要である。

もっとも、これらの方法によって採用される人数が2005年にどのくらいであったのかについて、ENMの公式資料では明らかにされていない。

3 ENMでの修習

(1) 修習の目的

司法官の任免、懲戒、身分保障を司る司法高等評議会(Conseil Supérieur de la

Magistrature = CNM) 報告書は、など、2002-2003年の年次報告書⁷の中で、とくに司法官養成のあり方について報告をまとめている。その冒頭で引き合いに出されているのは、1998年2月19日の憲法院の判決⁸を始めとする、憲法院の司法官に対する見方である。すなわち、憲法院は、「司法秩序における司法官の機能は、原則として、自分の職業的人生を司法のキャリアに捧げようとする人々によって行使されるべきである」と何度も強調してきた。ここには、職業司法官が裁判官や検察官の中心であること、したがって、職業人としての質の高い司法官の養成が必要不可欠であるというCNMの基本的態度が表れている。職業人としての司法官の養成という考え方は、ENMでの教育内容にも強く反映している。

すなわち、ENMでの修習は、「実務」に絞って行われる。この「実務」の意味は非常に広い。CNMの報告書によれば、たとえば、司法官は、書記官、弁護士、警察官、監獄行政官、医師、調停人など、様々な職業の人々と連携して職務を行う必要がある、それらの仕事を理解することもまた、司法官の「実務」と捉えられている。また、裁判をめぐる経済的、社会的、人間的状況を分析することも、「実務」修習である。それを身につけるためには、社会学、歴史学、哲学、心理学を学ぶことが必要であるとされる。開かれた人間性を養うことも、「実務」修習とされ、したがって、修習の科目も、非常に多岐にわたり、それぞれの分野の数百人にのぼる専門家が、非常勤講師として授業を受け持っているほか、裁判官とともに仕事をする職業に関する実習もある。そのなかには、大学法学部の教員も含まれているが、法理論教育には、ほとんど重点がおかれていない。法に関する学識は、基本的に入学試験に合格したということ満たされていると考えられている。実際、ENMでの聞き取り調査においても、修習生の採用責任者であるMichel ALLAIX氏が、法ではなく、司法官としての技術を学ぶのが修習所の役割であると明言している。

もっとも、実際には、試験が非常に難しいことから、政治学院出身者を除けば、日本で言えば大学院修士レベルの学位を有する合格者がかなりの割合を占めているので、修習生の多くは法学的学識についても相当のレベルを有していると想像される。

このように、ENMは、もっぱら司法官の実務修習を行うことを目的とするため、教官もまた、専任教官はすべて司法官である。現在、24人の専任教官がいる。専任教官は、常に現在の実務に通暁しているものでなければならないので、司法官として10年以上の有する者から任命され、かつ、専任教官の任期は3年と定められ、更新は1回しかできない。長期間ENMの教官としてとどまることを許すことは、最新の實務に通じた司法官をつねにENMの教官とすることを妨げるからである。

専任教官を司法官に限定することには、批判もある。CNMの報告者は、検討すべき問題点をいくつか挙げて、将来の方向性を示している。それによれば、専任教官を司法官に限定する問題点として、似たようなタイプの司法官モデルが作られる傾向、現行實務に対する批判的視点が欠如したまま、繰り返し現行實務が伝達される傾向、同質的な教官集団による過度の影響、などが挙げられている。そして、CNMの報告書では、司法官以外の、司法官とともに仕事をする職業人も専任教官とすることにより、同一の問題につき、違った見方を提供する可能性について前向きに検討している。しかし、そこで挙げられているのは、警察官や執達吏など、あくまで実務家であって、大学教授は、専任教官とする

⁷ CSM, Rapport d'activité, 2002-2003, ps. 83 et s.

⁸ CC 98-396 DC, 19 fév. 1998, R., p. 153.

可能性のある者の対象として想定されてはいない。これは、高度な法理論教育は、司法官養成には必須とされていないことの表れといえよう。

(2) 修習内容

ENM での 31 ヶ月の修習は、大きく分けて一般的な修習段階と、特化された修習段階とがある。

(a) このうち、一般的な修習段階は、25 ヶ月に及ぶ。

まず、最初の 6 週間は、裁判所から離れ、様々な分野の中から修習生が選択した分野の職業体験を行う。はじめに、司法官と異なる職業の修習を行うのは、ENM の修習生の多くが若く、社会的経験もないことから、視野を広げ、人間性を豊かすることを目的としている。修習場所は、企業、病院、慈善団体、外国の裁判所など、非常に多岐にわたり、修習生は、派遣先で、何らかの責任を持つ仕事を行わなければならないとされている。派遣先は、基本的に修習生の希望による。

次に、ボルドーの修習書で 7 ヶ月の間、修習が行われる。この段階で、修習生は、司法官の主要な 6 つの職：大審裁判所判事、小審裁判所判事、予審判事、juge des enfants, juge de l'application des peines, substitut du procureur の入門を学ぶ。CNM の報告書は、ENM の元 directeur によれば、これらの指導こそが、修習生が修習所を出とときに思い出すべき職業的技術を教わる修習の土台であり、また、これらの教師も ENM の土台であるとしている。ここでの教育は、基本的に、15 人程度の小クラスで行われ、クラスごとに担任がつく。これは、担任の専任教官が、継続的に一つのクラスを責任を持って指導することで、教官と修習生との間に信頼関係を作ることが可能になり、また、教官から見ても、それぞれの修習生の到達度がわかる利点があるという。クラス授業と並行して、多くの非常勤講師による様々な分野の授業も行われる。

7 ヶ月の授業が終わると、修習生は、14 ヶ月の間、各地の裁判所に配属され、実務修習を行う。このときは、司法官の 6 つの職について、それぞれ、配属先の司法官の指導の本で修習を行う。修習生は、裁判官および検察官と同じ仕事を行うが、証書に署名することだけはできない。この期間中には、警察署、憲兵隊、執達吏、監獄、青少年保護に関わる職、弁護士などの実習も行われる。

その後、2 ヶ月間、修習生は、弁護士事務所での修習を行う。修習生は、この期間、弁護士として裁判所で弁論活動をすることもある。

以上の一般的な修習期間の終わりに、修了試験が行われる。これは、競争試験ではなく、修習生の能力が一定のレベルに達しているかどうかを見るための試験である。試験結果によっては、退学させられたり、留年させられることもあるが、ほとんどの修習生は合格するという。

この修了試験は、将来のポストを選択するためにも重要である。というのは、修了試験の成績順に、最初の勤務地およびポストを選択できるからである。もっとも、ENM によれば、修習生の間で、希望するポストについてそれぞれが交渉しながらポストの調整をすることもしばしば行われており、成績の良い者から順番に選ぶことがそのまま行われているわけではないようである。

(b) こうして、最初の職が決まると、それぞれの職につくものとして任命される。そし

て、今度は、その職に特化した修習が行われる。まず、1ヶ月間、その職を行うために必要な実務訓練がボルドーで行われ、その後、当該職と同一の職を、各地の裁判所に派遣されて実習する。このとき派遣される裁判所は、必ずしも、最初の任地の裁判所ではない。

(3) 修習生の地位

修習生は、ENM に入学したときから司法組織(le corps judiciaire)の一員となる。修習は有給で、司法官の初任給の約8割が支払われる。その代わり、修習生は、少なくとも10年間は、国家のために働かなければならない。

第2章 弁護士養成制度

1 弁護士養成制度の概要

弁護士資格を取得するには、各州の弁護士会が運営する州弁護士修習所(Centre Régional de Formation Professionnel = CRFP)の試験を受けて入所し、そこでの修習を受けて修了試験に合格することが必要である。

司法官の養成が、国立の養成所である ENM 一カ所で行われるのに対して、弁護士の養成は、各州(région)の弁護士会の責任のもとに行われる。

CRFP における弁護士養成の全体的な枠組みは法令によって定められているが、カリキュラムなどにつき、各弁護士会はかなりの裁量を有しており、CRFP ごとに修習内容・方法に多少の違いがあるのが特徴的である。どの州の CRFP で弁護士資格を取得しても、フランス全土で弁護士業務を行うことができる。しかし、将来開業しようとする州の CRFP で修習を行うことが、その地の弁護士事務所との関係づくりなどの面で有利であると考えられる者が多いことなどにより、フランス全国の弁護士の半数が開業しているといわれるパリの修習所” “での修習を希望する者が圧倒的に多く、パリでは、毎年約1500人の修習生を受け入れている。

フランスにおける弁護士教育は、今日に至るまで、何度か変更が加えられている。

そもそも、1970年代までは、弁護士養成教育に力を注ぐという発想はあまり存在せず、弁護士は、法学部での4年間の教育を修了して取得する学位(maîtrise)を得ていれば、弁護士資格取得試験(CAPA)を受験することができ、それに合格すれば、開業することができた。

ところが、1960年代、交通事故が激増したのに伴い、フランスにおいて訴訟が急増した。そこで、弁護士の需要が増え、法学部卒業生に弁護士資格試験を受けることが勧められ、弁護士の数が非常に多くなった。

それとともに、弁護士の修習の必要性がいわれるようになり、1971年、CRFP が設立され、CRFP での1年間の修習および、2年間の実施修習を弁護士資格取得のための要件とする制度が発足した。具体的には、まず、CRFP での1年間のカリキュラムを修了すると、弁護士適性証明(CAPA)取得試験が行われる。CAPA は資格試験であり、CRFP の修習生のほとんどが合格する。CAPA を付与されることによって弁護士資格を得た者は、その後、弁護士登録された弁護士の下で、2年間研修弁護士として実務に就く。この研修期間が終了すると、正式に弁護士登録がなされる。

CRFP の入所試験はどのような試験であるかということ、形式的には資格試験であって、

一定のレベルに到達すれば入所を認めるということになっている。しかし、現実には、州の弁護士会の意向により、定数が定まっており、実質的には競争試験であるといわれている。ENMと同様、3回の受験制限がある。

CRFPの入所試験は、当該州の大学が担当する。これは、弁護士会に財政的基盤がなく、自ら試験を組織することができなかったことを主たる理由とする。もっとも、考査委員は、大学教員に限定されず、司法官、弁護士および外国語教師からなる。各大学が問題作成に関わることから、CRFPの試験問題は、CRFPごとに異なる。それによって、州ごとにCRFPの入所者のレベルが異なることにはならないかとの疑問が生じうるが、ある州の弁護士の質が他の州と比較して劣ることということになれば、大学の責任問題となるので、各州の大学は、責任をもって入所試験を行うため、そのような心配はあたらないというのが、大学および弁護士会双方の見方である。もっとも、CRFPの入所試験を大学が担当すること自体は、本来弁護士会が自ら行うべき業務を大学に押しつけるものであるとして、大学側の評判は必ずしも良くない。

このCRFPの入所試験は、以前はそれほど難しくなかったが、1990年代から、徐々に難しくなっている。その結果、CRFPに入所する学生の学歴も高くなっており、大学院修士レベル(DEA, DESS)の学位を有するものがパリでは大半を占めるという。

1971年に制定されたこの制度は、その後も、数回の法改正を通じて、修習所での修習と、実務修習とを交互に行うことにより、修習を効率的にすると同時に修習生の財政的負担を軽減することなど、いくつかの改善が図られてきた。

さらに、2004年には、弁護士養成制度の新たな改革が行われ、2005年9月から新たな修習制度が施行されている。

2 2005年9月以降の修習制度

2004年2月11日の法律130号により、2005年9月1日から、CRFPでの修習は18ヶ月に延長される。この修習期間は6ヶ月ごとに3つに分かれる。

CRFPの入所試験は9月に行われ、修習は翌年の1月から開始する。

1月から6月までの最初の6ヶ月間は、基礎的修習として、弁護士倫理、法律文書の起案、口頭弁論、訴訟手続き、事務所経営、外国語などを学ぶ。

夏休みを挟んでつぎの6ヶ月間は、個人修習と呼ばれる。この修習は、8ヶ月まで延長することができるが、修習生は、以下の3つから選択することができる。第1に、民間企業、裁判所、公証人、associationなどでの修習を行うこと、第2に、ボローニャ・プロセスでは、修士は2年間となっており、CRFPに入所するには修士1年目(従来の*maîtrise*の学位)を修了していることが要件であるが、修習生は、修士の2年目を大学で履修することができる。第3に、以上のどちらも希望しない者には、CRFPが240時間の修習を何らかの形で提供しなければならない。

その後、6ヶ月間、弁護士事務所での修習が行われる。この期間、修習生に弁護士事務所から給料が支払われるかどうか、法文には明記されていない。

2005年からの改革については、第2の個人修習について、それぞれの弁護士会が、240時間の修習としてどのようなプログラムを提供できるのか、他の2つの選択肢に相応する修習内容が提供できるのかどうか、疑問ももたれている。実際、2005年5月の段階でも、

なお、第2段階の修習として何をどのように提供することになるのか、弁護士会として詳細な計画ができていない状態であった。また、そもそも、弁護士事務所以外の場所で修習を行ったり、大学で修士課程の2年目を履修することが、弁護士としての修習といえるのかどうか、結局は、自ら修習を用意できない弁護士会が外部に修習を任せる形になっており、責任ある修習といえるのかどうか疑問だとの批判が弁護士会内部にも存在する。

2年間の修習が終了すると、CRFPにより、弁護士適性証明のための試験(CAPA)が行われる。CAPAを取得した者は、従来のように、CAPA取得後、研修弁護士としての期間を得ずに、直ちに弁護士会に登録することができる。ただし、2007年9月1日までは、2005年9月1日以前に弁護士修習を受けた者は、なお、弁護士会に登録するには2年間の研修弁護士としての実務修了証を必要とする。

CAPAを取得した者は、その後、2年以上の実務経験を経れば、専門資格(certificat de spécialisation)が弁護士会から付与されることができる。専門資格を付与されるためには、自らの専門についての、知識確認試験(contrôle de connaissance)に合格しなければならない。この試験は、各弁護士会の責任の下で行われる。

3 CRFPでの教育の実際

CRFPでの弁護士養成は、設立から40年以上経つが、なお制度として十分確立しているとは言い難い状態にある。

その大きな理由は、CRFPが財政的基盤を欠くことにある。たとえば、パリでは、毎年1500人の修習生を受け入れているが、修習所は、パリ弁護士会と同じ小さなビルが1つあるだけである。修習生が一同に会することが不可能なのはもちろん、1500人にどのように修習を受けさせるかだけでも、大変な状況にある。

CRFPの教員は、弁護士を中心に、大学教員や司法官から構成されるが、パリでは、約600人の教員の授業を整理するだけでも一苦勞であるという。パリでの聞き取り調査によれば、体系的なカリキュラムが確立しているわけでもなく、現実には、それぞれの弁護士が自分の仕事に関連して講義を行い、それもしばしば休講になる、というような事態も存在するので、修習を組織化することが重要な課題であるという。場所的にも、全員をいっしょに修習させることはできないこともあって、修習生は、弁護士事務所などで働きながら、CRFPで修習を受けるという状態にある。非常に効率的なカリキュラムが組まれているENMと比較すると、研修体制全体に問題が少なくないようである

これに対し、パリほど規模の大きくない、地方のCRFPでは、それぞれに創意工夫した修習を行う機動的に行う余裕がパリよりはるかにあるようである。しかし、財政的基盤が脆弱であることは、地方も同様である。パリでも地方でも、弁護士会は講師に十分な報酬を支払うことができないばかりでなく、修習生も、ENMの修習生と異なり、修習の間給料を支給されているわけではない。充実した弁護士修習の必要性が唱えられ、2004年の法律では、修習期間が18ヶ月に延長されたが、その間、修習生がどのように生活の糧を得るかは、重要な問題とされている。国は、財政的支援を約束しているが、その約束は守られたことがない、といわれており、国は必ずしも財政的支援に積極的とはいえない。

第3章 法学部教育と法曹養成

1 法学部教育の役割

フランスでは、基本的に、大学における法学教育と、法曹養成教育とは別のものであると考えられている。その理由としては様々なことが考えられるが、数人の大学教授（パリ第1大学ファール・マニャン教授、パリ第2大学マゾー教授、ゴジ教授、ナント大学コラル・デュティユー教授、ダネ教授）からの聞き取り調査から、大きく2つの理由が重要であることがわかる。第1に、法学部での法学教育は、法曹養成を目的とするのではなく、むしろ、広く社会人として必要とされる法学を身につけることにあるとされていることである。実際、法学部卒業者の進路は、法曹だけではなく、公務員、企業などさまざまであり、法学部での法学教育は、これら多様な進路に進む者に共通の基盤としてなされるべきであると考えられている。反対に、司法官となるためには法学部の学位が要件とされていないことに表れているように、法学部の学位は法曹資格とは直結していない。

第2の理由は、法学教育とは何か、に関わるが、それは、同時に、法とは何かにも関わっている。この点について、ゴジ教授の説明が非常に印象的であったので、以下、その概要を紹介しよう。

ゴジ教授によれば、まず、法概念の違いが、英米における法学教育とローマ法の伝統を受け大陸法を採用する国における法学教育との違いに影響を及ぼしている。すなわち、英米においては、法は、あらかじめ存在するものではなく、事案に応じて下される判例を通じて創造されるものであるが、大陸法においては、権威によって創造された既存の存在である。そのため、英米においては、事案から法を汲み上げる作業が法律家にとって重要であるのに対し、大陸法では、既存の法の規範的意味を確定し、それを事実にあてはめていく作業が重要になる。

したがって、法学教育も、それぞれの法系において法律家にとって重要な作業を身につけることに法学教育の重点が置かれているといえる。フランスについていえば、大学における法学教育の中心は、規範の意味を確定し、それに事実をあてはめるといふ、論理(logique)をきちんと展開する力を身につけることである。その力を、民法、労働法、刑法、商法、および公法の中心である行政法に関して身につけることができれば、その者は、あらゆる法分野について同じ能力を発揮することができる。この能力は、法曹だけではなく、公務員、企業で働く者など、社会において法を用いようとする者すべてに必要な基礎的能力である。

第3に、法曹養成についていえば、ゴジ教授のみならず、大学教授および実務家の双方によってしばしば指摘されたことは、実務法曹の養成は、法学の修得につきず、それぞれの職業人としての技術の習得が非常に重要であるということである。ここでいう技術とは、テクニックのみならず、教養(art)も含まれる。そして、これらについての教育を行うのに適しているのは、実務家であって、大学教授ではない。ENMが、専任教員を司法官に限り、しかも、任期を最長6年に限っていること、CRFPでの教育も弁護士が中心になって担っていることは、その表れである。

先のゴジ教授によれば、肝要なことは、大学の教員は自ら知っていることしか教えられず、教えるべきでもないということである。実務の紹介や批判を行うことは当然、大学の教員の役割であるが、実務慣行に深入りすることは、賢明ではない。実務と法律との間に

齟齬がある場合、大学の教員が教えるべきは、まず、法はどうなっているかである。

実務家の側からも、法学部の大学教育に対する不満は聞かれない。法律学の素養は、現在大学が4年間で提供している教育で十分であるというのが、実務家の見方でもある。また、大学に実務との架橋となるような教育を望む声も聞かれない。実務家からは、むしろ、一般教養の欠如が問題であるとの指摘がなされている。他方、大学教員の側は、実務教育と大学教育は別であるとの考え方が一般的であるが、なかには、ENMの採用試験において、もっと法律科目を重視すべきであるとの意見も、ナント大学ショーメット教授などから聞かれた。

以上のような考え方により、法学部に法曹養成教育への架け橋となる教育の一部を担わせようという動きは、フランスには存在しない。しかしながら、法学部と法曹養成とはまったく無関係かということ、そうではない。各大学では、司法修習所(Institut d'Etudes Judiciaires = IEJ)を設けて、CRFP および ENM の受験指導をおこなっている。また、広い意味での実務との法学部教育との連携は、法曹教育に限らず、様々な分野との間で進んでいる。

2 司法修習所の役割

司法修習所(Institut d'Etudes Judiciaires = IEJ)は、ENM や CRFP、公務員試験などに対応するため、各大学が各種試験の受験希望者に対してトレーニングを行うコースである。当該大学または大学院の学生が、IEJ に登録をすることができる。登録者の多くは、DEA または DESS の学生である。これは、最近の学生のモラトリアム思考と、ENM および CRFP の試験がともに非常に難しいため、現実に法学部の4年間の教育だけで合格することは無理であるとの認識が学生に広がっていることに起因するといわれる。

IEJ では、法学部でとくに教えていない一般教養について授業が設けられているほかは、主として、試験に慣れることの訓練が行われる。すなわち、筆記試験および口頭試験のそれぞれにつき、実際の試験と同じ状況のもとで、訓練が行われる。

ENM の第1 カテゴリー試験の受験生の多くは(2005年度では171人)、ENM に登録している。ENM に多くの合格者を輩出している IEJ として有名なのは、パリ第2大学のほか、ボルドー大学である(これに対して、CRFP の試験は、弁護士会ごとに異なるので、各大学の IEJ を比較することは難しい)。

しかし、IEJ の現状については、大学側から問題点も指摘されている。パリ第1大学のファーブル・マニャン教授によれば、とくにパリでは、いわゆる受験予備校が多く存在し、そこで、大学教授や弁護士が教鞭を執っていることも少なくない。とくに、大学における IEJ のコースは大学の一部であるため、学生には金銭的負担が少ない反面、授業を担当する大学の教員にはとくに報酬が支払われるわけではない。これに対して、受験予備校では、非常に高額な学費が必要であり、講師に支払われる報酬も高額である。その結果、受験予備校は有能な人材を集めることに成功し、経済的条件によって試験勉強の環境が著しく異なるという不平等が生じているという。また、なかには、大学の IEJ には協力的ではないが、受験予備校のアルバイトには精を出す、という大学教員も見られるという。

受験予備校の存在は、ENM も意識している。ENM は、その年次報告書のなかで、第1 カテゴリー入試の合格者223人のうち217人が回答したアンケートのなかで、その41.47%

にあたる 90 人が、受験予備校に通ったとの数字を挙げている（これに対し、第 2 カテゴリーでは、誰も受験予備校には通っていない。）

このような状況のなかで、競争の平等と実質的公平性が保たれるためには、大学の IEJ が、より充実した教育内容を学生に提供しうることが求められている。

おわりに

フランスの法曹教育の特徴は、法曹養成を職業教育と明確に位置づけ、大学における法学部教育とははっきり別のものとして、それぞれに異なる使命があるとの考え方の下で構成されている点にある。職業的な位置づけが異なる司法官と弁護士との間でも、司法官については国家の責任で、弁護士については弁護士会の自律の下で、それぞれ独立した別個の教育が行われている。

大学における法学教育において、法曹実務との架橋が考えられていないのは、単に、大学は法曹養成とは別物であるという消極的な考え方に基づくのではない。そこには、法とは何か、法が社会のなかで果たす役割についての、フランス社会における考え方が大きく影響していると考えられる。今回の調査でその像を示すことはできなかったが、今回の調査全体から、法の第 1 義的機能は、裁判規範あるいは紛争解決のルールではなく、むしろ、それ以前の何かであると理解されているのではないだろうか。それを習得させるのが大学の法学教育である。そのうえで、司法官や弁護士、あるいは公証人といった個別の職業訓練を行うのが、それぞれの職業訓練校である。他方、司法官や弁護士は、法に関わる職業であるが、法学的能力だけが重要なのではない。そのことは、ENM では、法学教育を行わないにもかかわらず、受験資格として法学の学位が要求されていないことにも表れているといえよう。

（報告：横山 美夏）